**目次**（令和7年度版）

記入上の注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 -2-

特定施設（プラント）の保安対策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 -3-

特定施設（プラント）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 -4-

過去２ヵ年の当該特定施設の変更工事内容・・・・・・・・・・・・・・・・・ -5-

１　製造施設に係る技術上の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 -6-

２　容器置場の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -25-

３　コンビナート製造事業所間の導管以外の導管基準・・・・・・・・・・・・ -26-

４　コンビナート製造事業所間の導管基準・・・・・・・・・・・・・・・・・ -27-

その他の検査項目

１　製造方法の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 -32-

２　容器置場の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -33-

３　連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -33-

４　危害予防規程等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 -34-

５　製造施設以外の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -36-

６　保安管理組織表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 -37-

　７　保安検査周期表（参考）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 -39-

**記入上の注意**

１　各項目の　　　で示した箇所に求めた数値、記号または語句等を記入し、検査結果の「適」、「不適」に○を付けてください。改善後に適となった場合等はその旨を余白に記入してください。

２　検査結果欄には、検査結果、措置等を具体的に記入してください。

３　該当しない項目には、検査結果欄に赤色で斜線を入れてください。

４　防液堤、温度上昇防止措置、ガス漏えい検知警報設備、防消火設備等で設備が複数設置さ

れている等、記入が困難な場合には、設置の状況やその根拠を示してください。

５　貯槽の水噴霧（散水）設備は、温度上昇防止措置の項目に記入し、防消火設備欄には記入

しないでください。

６　★印を付けた項目は、昭和50年７月31日以前に設置された施設については、経過措置があります。

７　規則・告示については、令和6年12月現在のものであり、今後、国の法令等の改正に伴

って内容が変更されることがあります。

８　判定基準には技術上の基準のほか例示基準の概要等を示している場合があります。また、この保安検査記録は保安検査方法の概要を示したものです。検査方法の詳細はコンビナート等保安規則及び関係する告示、例示基準等及びＫＨＫＳ０８５０－３を参照してください。

９　記入にあたってはＳＩ単位を用いてください。【特定施設(プラント)の保安対策の概要】

１　本年度の保安推進項目

２　本年度の保安教育推進項目

３　プラントの保安対策上特に

　　重点をおいて管理している

　　事項

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【特定施設(プラント)の概要】

１　設置年月日　　　　　　　　　　　　年　　　　　月

２　特定施設で製造している

　　製品の種類（名称）

３　製造している高圧ガスの名称及び処理能力

|  |  |
| --- | --- |
| 高圧ガスの名称 | 処理能力（Ｎｍ３／日） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 稼動部分合計 |  |
| 休止部分合計 |  |
| 特定施設合計 |  |

※休止設備がある場合は「（休止）」とすること〔過去２ヵ年の当該特定施設の変更工事内容〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 変更許可(届出年月日及び番号) | 変更内容（なるべく項目ごとに記載すること） |
| 完成検査証交付年月日及び番号 |
| １ |  |  |
|  |
| ２ |  |  |
|  |
| ３ |  |  |
|  |
| ４ |  |  |
|  |
| ５ |  |  |
|  |
| ６ |  |  |
|  |
| ７ |  |  |
|  |
| ８ |  |  |
|  |
| ９ |  |  |
|  |
| １０ |  |  |
|  |
| １１ |  |  |
|  |
| １２ |  |  |
|  |
| １３ |  |  |
|  |
| １４ |  |  |
|  |
| １５ |  |  |
|  |
| １６ |  |  |
|  |
| １７ |  |  |
|  |
| １８ |  |  |
|  |
| １９ |  |  |
|  |
| ２０ |  |  |
|  |

**１　製造施設に係る技術上の基準（コンビナート等保安規則第５条第１項）**

| 基準 | 検査項目 | 判定基準 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１号 | 境界線  警戒標 | (1) 境界線の明示  (2) 警戒標の掲示 | (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適 |
| 第２号  第３号 | 可燃性ガスの製造施設の保安距離 | ガス名：  緊急遮断弁等で区分されたブロック内でＫ・Ｗの  値が最大となる設備  ①貯蔵設備  設備名：  ②処理設備  設備名：  ◎保安距離の計算式：Ｘ＝　　　　　　　　　　　ｍ  保安物件（　　　）  事業所境界線（　　　）　までの距離  事業所境界線まで：　　　　　　　　　　　　　ｍ  ◎50ｍ又は計算値のいずれか大なる距離：　　　　ｍ  ○特認年月日：　　　　年　　月　　日 | ①　Ｗ：  ＫＷ：  Ｘ：　　　　　　ｍ  ②　Ｗ：  ＫＷ：  Ｘ：　　　　　　　ｍ  第１種保安物件名    距離：　　　　　　　ｍ  第２種保安物件名(居住者名)    距離：　　　　　　　ｍ |
| 第４号 | 毒性ガスの製造施設の保安距離 | ガス名：  (1) 製造施設  　　事業所境界線までの法定距離(20m以上)  (2) ガス設備  　　保安物件までの法定距離：　　　　　　　　　ｍ  (3) 特認年月日：  　・告示第１条の６第４号（ロ）の措置 | (1)  　距離：　　　　　　　ｍ  (2)  　距離：　　　　　　　ｍ  (3) 　適　　　不適 |
| 第５号 | その他のガス製造施設の保安距離 | ガス名：  　　保安物件までの法定距離：　　50ｍ以上 | 距離：　　　　　　　ｍ |
| 第６号 | 2,4,5号の告示で定める設備の保安距離 | ガス名：  設備名：  　　保安物件までの法定距離：　　　　　　　　　ｍ | 距離：　　　　　　　ｍ |
| 第７号 | 保安のための宿直施設に対する保安距離 | ガス名：  法定距離： | 距離：　　　　　　　ｍ  　対象宿直施設事業所名： |
| ★  第８号 | 境界線に対する保有距離  **可燃性ガス**  **毒性ガス** | ガス名：  (1) 事業所境界線までの距離20ｍ以上  　　(燃焼熱量14.2GJ未満の可燃性ガスの設備を除く)  (2) 隣接する製造事業所の製造設備に対する距離  30ｍ以上(但し書きの事業所に限る) | (1)  　距離：　　　　　　　ｍ  (2)  　距離：　　　　　　　ｍ |
| ★  第９号  第10号 | 保安区画 | (1) 特定製造事業所保安区画の届出又は設定  　　届出（　　）  　　設定（　　）　年月日：　　　　年　　月　　日  (2) 保安区画の面積（２万ｍ２以下）  (3)① 隣接保安区画内の高圧ガス設備に対する距離(30m以上)  　 ② 保安区画の燃焼熱量  　　　(2.5TJ以下) | (1) 　有　　　　無  (2) 面積：　　　　　　ｍ２  (3) ①対象設備：  　　　　　　　⇔  　　距離：　　　　　　ｍ  　　②燃焼熱量：　　　Ｊ |
| 第11号 | 設備間距離 | (1) 可燃性ガスの高圧ガス設備相互間５ｍ以上  　　対象設備：　　　　　　　　⇔  (2) 可燃性ガスの高圧ガス設備と酸素の高圧ガス設備間は10ｍ以上  　　対象設備：　　　　　　　　⇔ | (1)  　距離：　　　　　　　ｍ  (2)  　距離：　　　　　　　ｍ |
| ★  第12号 | 可燃性ガスの貯槽からの距離 | 貯槽内のガス名：  　　貯槽（燃焼熱量50.2GJ以上）と高圧ガス設備(燃焼熱量50.2GJ以上)又は圧縮機(20万Ｎｍ３／日以上)との距離30ｍ以上  当該貯槽の燃焼熱量：　　　　　　　　　　　　ＧＪ  高圧ガス設備の燃焼熱量：　　　　　　　　　　ＧＪ  圧縮機の能力：　　　　　　　　　　　万Ｎｍ３／日 | 距離：　　　　　　　ｍ |
| ★  第13号 | 可燃性ガスの貯槽間の距離 | 当該貯槽内のガス名：  他の貯槽内のガス名：  貯槽の最大直径の和の1/4：　　　　　　　　　　m  当該貯槽の最大直径：　　　　　　　　　　　　　m  ★　既存設備(昭和50年7月31日以前に設置のもの)の場合の措置（コンビ則附則第２条の経過措置により、一般則、液石則を適用）  (ｲ) 1mに満たない場合：(a)又は(b)、組合せ可  (a)水噴霧装置：全表面に均一に放射できるもの  ・非耐火構造  表面積計　　　m2×8 ℓ/分･m2＝　　　ℓ/分以上  ・準耐火構造  表面積計　　　m2×6.5 ℓ/分･m2＝　　ℓ/分以上  ・耐火構造  表面積計　　　m2×4 ℓ/分･m2＝　　　ℓ/分以上  (b) 消火栓：筒先圧力0.35MPa以上、放射能力400 ℓ/分以上、貯槽の外面から40m以内、いずれの方向からも放射できるもの  ・非耐火構造  表面積計　　　m2×1個/30m2＝　　　　個以上  ・準耐火構造  表面積計　　　m2×1個/38m2＝　　　　個以上  ・耐火構造  表面積計　　　m2×1個/60m2＝　　　　個以上  (ﾛ) 最大直径の和1/4距離に満たない場合：(a)又は(b)、組合せ可(1mに満たない場合を除く。)  (a) 水噴霧装置：全表面に均一に放射できるもの  ・非耐火構造  表面積計　　　m2×7ℓ/分・m2＝　　ℓ/分以上  ・準耐火構造  表面積計　 　m2×4.5ℓ/分・m2＝　　ℓ/分以上  ・耐火構造  表面積計　　　m2×2 ℓ/分・m2＝　　ℓ/分以上  (b) 消火栓：筒先圧力0.35MPa以上、放水能力400ℓ/分以上、貯槽の外面から40m以内、いずれの方向からも放射できるもの  ・非耐火構造  表面積計　　　　m2×1個/35 m2＝　　　個以上  ・準耐火構造  表面積計　　　　m2×1個/55 m2＝　　　個以上  ・耐火構造  表面積計　　　　m2×1個/125 m2＝　　 個以上  ◎水噴霧装置等の操作位置：貯槽の外面から15m以上、かつ防液堤外  15m未満の場合：安全な遮蔽装置  種類：  ◎同時に放射を必要とする最大水量で30分以上連続して放射ができる水量  必要水量：　　　　　　　　　　　　ｍ３  水源の名称： | 適　　不適  実際の貯槽間の距離：  　　　　m  (ｲ) 　(a)、(b)、(a)＋(b)  (a)噴霧能力：　　ℓ/分・m2  (b)筒先圧力：　　　　MPa  放水能力：　　　ℓ/分  個　　数：　　　　　個  (ﾛ) 　(a)、(b)、(a)＋(b)  (a)噴霧能力：　　　ℓ/分  (b)  筒先圧力：　　　　　MPa    放水能力：　　　　ℓ/分  個　　数：　　　　　個  操作位置：　　　　m  水源の水量：　　　　　ｍ３ |
| 第14号 | 火気取扱施設  **可燃性ガス**  **特定不活性**  **ガス** | (1) 火気取扱施設（ボイラー、ストーブ、喫煙室等）の表示  火気取扱施設名：  (2) ガス名：  製造施設の外面から火気取扱い施設までの距離は8m以上  8m未満の場合の措置方法： | (1)適　　不適  (2)適　　不適  実際の距離：　　　　　m |
| 第15号 | ガス設備の気密構造  **可燃性ガス**  **毒性ガス、酸素** | 運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後に、内圧（運転状態の圧力以上の圧力）のある状態において、漏えい等の異常がないことを確認すること | 適　　　不適 |
| 第16号 | 材料規制 | ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあっては高圧ガス設備に限る）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること | 適　　　不適 |
| 第17号  第18号  第19号 | 高圧ガス設備の耐圧、気密性能、肉厚 | (1) 高圧ガス設備の種類、使用材料等の区分ごとに定める期間内に１回以上の目視又は非破壊検査を実施し、異常がないこと  (2) 運転状態、運転を停止した状態又は開放検査後の組み立て状態において気密試験を実施し、漏えい等の異常がないこと  (3) 肉厚測定器具で肉厚を測定し、常用の圧力に応ずる十分な強度を有する肉厚であること | (1) 検査の種類：    (2) 試験の実施方法  (3) 　適　　　不適 |
| 第20号 | 温度計及び温度制御装置(特殊反応設備を除く) | (1) 温度計の設置･･･反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱のための設備について常用の温度を相当程度異にする区分ごとに設置すること  (2) 定められた期間ごとに基準器との比較をすること（比較を行わない年は、目視検査等を実施）  (3) 常用の温度を超えた場合の措置 | (1) 　適　　　不適  　　温度計の種類：    (2) 　適　　　不適  　　　１回／　　　年  (3) 措置内容： |
| 第21号 | 圧力計及び安全装置(特殊反応設備を除く) | (1) 圧力計の設置･･･常用の圧力を相当程度異にする区分ごとに設置すること  (2) 定められた期間ごとに基準器との比較をすること（比較を行わない年は、目視検査等を実施）  (3) 安全装置の設置･･･バネ式安全弁、破裂板、逃し弁又は自動圧力制御装置を設置すること  (4) 定期的な安全弁等の作動試験  （試験を行わない年は、目視検査等を実施） | (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適  　　　１回／　　　年  (3) 安全装置の種類：    (4) 　適　　　不適  　　　１回／　　　年 |
| 第22号 | 安全弁等の放出管  **（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気を除く）** | 開口部の位置は次に定める位置であること。  (1) 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽･･･地盤面から５ｍの高さ又は貯槽の頂部から２ｍの高さのいずれか高い位置以上の高さ、周囲に着火源がないこと  (2) 毒性ガスの高圧ガス設備･･･除害設備内  (3) その他の高圧ガス設備･･･近接建築物又は工作物(火気有：８ｍ、その他５ｍ以内)の高さ以上 | (1) 　　　　　　　から  　　　　　　　　　　　ｍ  　　着火源まで：　　　ｍ  (2) 除害設備名：  (3) 近接建築物：  　　有（高さ　　ｍ）、無  　　放出管高さ：　　　　ｍ |
| 第23号 | 高圧ガス設備の基礎 | (1) 高圧ガス設備（ポンプ、圧縮機及び配管を除く）の基礎は不同沈下等により有害な歪が生じないこと  (2) 貯槽(100ｍ３又は１ｔ以上のもの)の支柱は同一の基礎にアンカーボルトにより確実に固定されており、基礎及び支柱等に破損のないこと | (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適 |
| 第24号 | 耐震設計  正接線5m以上の塔､貯蔵能力300m3又は3t以上の貯槽､告示で定める配管並びにこれらの支持構造物及び基礎 | 地震の影響に対して安全な構造であること  （点検結果を保存すること） | 適　　　不適 |
| 第25号 | 内部反応監視装置  （特殊反応設備） | 特殊反応設備名：  (1) 監視装置（２以上設置）  　(ｲ) 温度監視装置　(ﾛ) 圧力監視装置  　(ﾊ) 流量監視装置　(ﾆ) ｶﾞｽ密度、組成等の監視装置  (2) 自動警報  　①　多段化されていること  　②　計器室で感知可能であること  (3) 保安電力：  (4) 自動記録装置： | (1)  　　(ｲ)､(ﾛ)､(ﾊ)､(ﾆ)  (2)  ①　適　　　不適  ②　適　　　不適  (3) 　適　　　不適  (4) 　適　　　不適 |
| 第26号 | 危険状態防止措置  （特殊反応設備） | 防止装置の設置：原材料供給遮断装置､内容物放出及び不活性ガス置換装置､冷却水又は反応停止剤等の供給装置  ①　円滑作動試験  ②　遠隔操作又は自動作動 | 装置の種類：    ①　適　　　不適  ②　適　　　不適 |
| 第27号 | 緊急遮断装置・設備  （特殊反応設備等）  **可燃性ガス**  **毒性ガス**  **酸素** | (1) 緊急遮断装置の設置  　(ｲ) 特殊反応設備  　(ﾛ) 可燃性ガスの高圧ガス設備  　　（燃焼熱量2.5×1011Ｊ以上又はW=100t以上）  　(ﾊ) 毒性ガスの高圧ガス設備(W=30t以上)  　(ﾆ) 酸素の高圧ガス設備(W=100t以上)  (2) 計器室での操作又は自動的に作動するものであること  (3) 弁座の漏えい検査  　　　　　･･･漏れ量は保安上支障のない量であること  (4) 円滑かつ確実な開閉が出来ること | (1) 　適　　　不適  　　(ｲ)､(ﾛ)､(ﾊ)､(ﾆ)  (2) 操作方法：  (3) 　適　　　不適  (4) 　適　　　不適 |
| 第28号 | 緊急移送設備  **可燃性ガス**  **毒性ガス** | 移送対象設備名：  （特殊反応設備、燃焼熱量50.2GJ超）  (1) 処理方法  (2) 空気の流入防止措置  (3) ドレン滞留防止措置  (4) ２種類以上の高圧ガス移送の場合：  　　異常反応、逆流等の防止措置 | (1) 処理方法：  (2) 　適　　　不適  (3) 　適　　　不適  (4) 防止措置： |
| 第29号 | 貯槽の朱書  **可燃性ガス**  **特定不活性ガス** | (1)可燃性ガス（特定液化石油ガスを除く）又は特定不活性ガスの貯槽  　容易に識別することができるような措置  ・可燃性ガスは赤色、特定不活性ガスは橙色で帯状（直径の1/10以上の幅）に塗ること  ・可燃性ガスの名称を朱書、特定不活性ガスは橙色で書くこと  ・容易にはがれ難い標紙等を貼ること  ・地下に埋設された貯槽には標識を掲げること  (2)特定液化石油ガスの貯槽  　容易に識別することができるような措置  ・ガスの名称を朱書すること  ・容易にはがれ難い標紙等を貼ること  ・地下に埋設された貯槽には標識を掲げること | (1) 　 適　　不適  帯巾:　 m、直径の　 分の1  ガスの名称：      (2) 　 適　　不適 |
| 第31号 | 温度上昇防止措置  **可燃性ガス（特定液化石油ガスを除く）、毒性ガス**の貯槽又はこれら以外の貯槽で可燃性ガスの貯槽もしくは可燃性物質を取り扱う設備の外面から20ｍ以内(防液堤を設けてある可燃性ガスの場合は防液堤の外面から10ｍ以内)の範囲にあるもの | (1) 液化ガス貯槽に対する措置：(a)又は(b)､組合せ可（保冷材により耐火性能を有するものを除く）  (a) 固定式水噴霧装置  　　対象設備名：  ・非耐火構造  表面積計　　　m2×5ℓ/分･m2＝ 　 ℓ/分以上  ・準耐火構造  表面積計　　　m2×2.5ℓ/分･m2＝　　ℓ/分以上  (b) 消火栓  　　対象設備名：  筒先圧力0.35MPa以上、放水能力400 ℓ/分以上、貯槽の外面から40ｍ以内、いずれの方向からも放射できるもの  ・非耐火構造  表面積計　　　m2×1個/50m2＝　　　個以上  ・準耐火構造  表面積計　 　m2×1個/100m2＝　 　個以上  (2) 液化ガス貯槽の支柱(１ｍ以上)に対する措置：(a)又は(b)､組合せ可  (a) 厚さ50mm以上の耐火コンクリート又は同等以上の不燃耐火材の被覆  (b) 支柱に対して(1)の(a)又は(b)の設備を設置  (3) 圧縮ガス貯槽及び支柱に対する措置：(a)又は(b)  (a) 消火栓：筒先圧力0.35MPa以上、放水能力400 　ℓ/分以上、貯槽に対していずれの方向からも放射できるもの  (b) 消防ポンプ自動車：能力(a)に同じ  (4) 同時に放射を必要とする最大水量で30分以上連続して放射できる水量  　　必要水量：　　　　　　　ｍ３ | (1) 　 適　　不適  (a),(b),(a)+(b)  (a) 固定式水噴霧能力：  噴霧能力：　　　　ℓ/分  (b) 消火栓能力等：  　　筒先圧力：　　　MPa  　　放水能力：　　　ℓ/分  　　個数：　　　　　個  (2) 　 適　　不適  (a),(b),(a)+(b)  (b)　(1)の(a),(b),(a)+(b)  (3)　　適　　不適  (a),(b)  　筒先圧力：　　　MPa  　放水能力：　　　ℓ/分  　個数：　　　　　個  (4) 　 適　　不適  供給能力：　　　ｍ３/30分  水源の名称： |
| 第32号 | 耐熱構造  特定液化石油ガスの貯槽 | (1) 特定液化ガス貯槽に対する措置：(a)又は(b)､組合せ可（保冷材により耐火性能を有するものを除く）  (a) 固定式水噴霧装置  　　対象設備名：  ・非耐火構造  　　表面積計　　　㎡×5 ℓ/分･m2＝　　　ℓ/分以上  ・準耐火構造  　　表面積計　 　㎡×2.5 ℓ/分･m2＝　　　ℓ/分以上    (b) 消火栓  　　対象設備名：  筒先圧力0.35MPa以上、放水能力400 ℓ/分以上、貯槽の外面から40ｍ以内、いずれの方向からも放射できるもの  ・非耐火構造  表面積計　　　m2×1個/50m2＝　　　　個以上  ・準耐火構造  表面積計　　　m2×1個/100m2＝　 　個以上  (2) 特定液化ガス貯槽の支柱(１ｍ以上)に対する措置：(a)又は(b)､組合せ可  (a) 厚さ50mm以上の耐火コンクリート又は同等以上の不燃耐火材の被覆  (b) 支柱に対して(1)の(a)又は(b)の設備を設置  (3)同時に放射を必要とする最大水量で30分以上連続して放射できる水量  　　必要水量：　　　　　　　ｍ３/30分  (4) 貯槽又は支柱の外面から５ｍ以上離れた位置での操作  操作位置： | (1) 　 適　　不適  (a),(b),(a)+(b)  (a) 固定式水噴霧能力：  噴霧能力：　　　ℓ/分  (b) 消火栓能力等：  　　筒先圧力：　　　MPa  　　放水能力：　　　ℓ/分  　　個数：　　　　　個  (2) 　 適　　不適  (a),(b),(a)+(b)  (b)　(1)の(a),(b),(a)+(b)  (3)　　適　　不適  供給能力：　　　ｍ３/30分  水源：  (4)　　適　　不適  貯槽又は支柱からの距離  　 　　　　　ｍ |
| 第33号 | 貯槽の液面計 | 液面計の種類：  (1) 丸形ガラス管液面計は使用禁止（酸素又は不活性ガス、特定不活性ガスの超低温貯槽を除く）  (2) ガラス管ゲージの破損防止措置  　措置：  (3) 可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガス  の貯槽とガラス管ゲージを接続する配管には自動及び手動の止弁を設ける | (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適  (3) 　適　　　不適 |
| 第34号 | 低温貯槽の負圧防止措置  **可燃性ガス** | (1) 圧力計  (2) 圧力警報装置  (3) (ｲ)真空安全弁、(ﾛ)均圧管、(ﾊ)圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御装置、(ﾆ)圧力と連動する緊急遮断装置を設けた送液設備(該当する物に○印)  (3)については(ｲ)～(ﾆ)のうち1以上設置のこと | (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適  (3) 　適　　　不適 |
| 第35号 | 防液堤  **可燃性ガス**  **500ｔ以上**  **毒性ガス**  **５ｔ以上**  **液化酸素**  **1000ｔ以上** | ガス名：  貯蔵能力：　　　　　　　　　　　　　　　　ｔ  防液堤の法定容積：　　　　　　　　　　　　ｍ３  (1) 防液堤の材質：  (2) 土盛りの場合･･･45度以下の勾配で容易に崩れないこと及び頂部の幅は30cm以上  (3) 液密構造  (4) 高さ･･･保全及び防災活動に支障がない範囲の高さ  (5) 出入口･･･防液堤の周囲50ｍにつき１箇所、全周について２箇所以上分散して設置  　　全周　　　ｍ　×　１箇所／50m　＝　　　箇所  (6) 配管の貫通部･･･漏えい防止及び防食措置  (7) 滞水を外部に排出する措置：  堤外操作　排水時以外閉止  (8) 集合防液堤内の可燃性ガスと支燃性ガス又は毒性ガス貯槽の組合せの禁止  　　集合防液堤内のガス名：  (9) 建物と防液堤との接合･･･ガスが建物の外部に漏えいしにくい構造 | 防液堤の実容積：  　　　　　　　　　ｍ３  (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適  勾　配：　　　　　度  　　頂部幅：　　　　　cm  (3) 　適　　　不適  (4) 　適　　　不適  　　　　　　　　　cm  (5) 　適　　　不適  　　　　　　　　　箇所  (6) 　適　　　不適  (7) 　適　　　不適  (8) 　適　　　不適  (9) 　適　　　不適 |
| 第36号 | 防液堤周辺の設置制限  **可燃性ガス**  **毒性ガス**  **液化酸素** | (1) 防液堤内部の設置制限　　　　　適　　　不適  　　次のもの以外は設置しないこと（設置設備を○で囲むこと）  当該貯槽に係る送液設備（低温貯槽に係るものに限る）、不活性ガス及び空気の貯槽、水噴霧・散水装置、ガス漏えい検知警報設備（検知部に限る）、除害設備（吸引部分に限る）、照明設備、計装設備、排水設備、配管及びその架台並びにそれらに付属する施設及び設備、その他保安上支障のない施設及び設備(　 　　　　　　　　)  (2) 防液堤外の設置制限　　　　　　適　　　不適  ・可燃性ガス　10ｍ以内(1000ｔ未満の貯槽は８ｍ以内)  ・毒性ガス　ガス名：　　　　　　　　　法定距離：　　　　　　　　ｍ以内  ・液化酸素　　10ｍ以内  　次のもの以外は設置しないこと(設置設備を○で囲むこと)  (ｲ) 当該貯槽に係る送液設備、不活性ガス及び空気の貯槽、冷凍設備、熱交換器、気化器、ガス漏えい検知警報設備、除害設備、照明設備、建屋(漏えいガスの拡散防止用）、計装設備、配管及びその架台並びにそれらに付属する施設及び設備  (ﾛ) 導管又は配管（膨張接手以外の部分が地盤面から４ｍ以上の高さ）及びその架台、防消火設備、通路並びに地盤面下に埋設してある施設  (ﾊ) 空気液化分離装置（酸素の貯槽に係るもので昭和50年7月31日現在許可を受けて設置されているものに限る）  (ﾆ) その他保安上支障のない施設及び設備（　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 第41号 | 毒性ガスのガス設備の接合方法 | 配管、管接手及びバルブの接合は溶接とすること　（溶接が適当でない場合は保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手とすることができる） | 適　　　不適 |
| 第42号 | 毒性ガスのガス設備の二重管 | 二重管を必要とする毒性ガス名･･･アルシン等、アンモニア、亜硫酸ガス、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン、硫化水素  　二重管を必要とする箇所･･･配管の停滞量に対応する距離が第一種設備距離又は第二種設備距離に満たない箇所 | ガス名：  二重管を施した箇所  　有　　　　無  ガス漏えい検知警報設備  　有　　　　無 |
| 第43号 | 貯槽直近のバルブ  **可燃性ガス**  **毒性ガス**  **液化酸素** | ガス名：  (1) 送出又は受入用配管に２以上のバルブを設置し、そのうち１つは貯槽の直近に設置すること。(直近にバルブを設けた加圧蒸発器付低温貯槽を除く)  (2) 貯槽の直近に設けたバルブは、送出又は受入以外の時は閉鎖のこと | (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適 |
| 第44号 | 緊急遮断装置・貯槽  (内容積  5,000 ℓ以上)  **可燃性ガス**  **毒性ガス**  **液化酸素** | (1) 送出又は受入用の液配管に設置  (2) 操作位置は貯槽の外面から10ｍ以上離れた位置  　（防液堤のある場合は、その外面）  (3) 遮断操作は簡単かつ速やかに行うことができるもの  (4) 操作機構･･･液圧、気圧、電気、バネ等の動力源  (5) 弁座漏えい検査･･･漏れ量は保安上支障のない量であること  (6) 作動検査･･･円滑かつ確実な開閉ができること  (7) 開閉状態を示すシグナルランプ等の設置個所  (8) ウォーターハンマーを生じない措置 | (1) 　適　　　不適  (2) 操作位置：  　　距離：　　　　　　　ｍ  (3) 　適　　　不適  (4) 動力源の種類：  (5) 　適　　　不適  (6) 　適　　　不適  (7) 　適　　　不適  (8) 　適　　　不適 |
| 第45号 | バルブの誤操作防止措置 | (1) バルブには名称又はフローシートに基づく記号・番号等及び開閉方向を明示すること  (2) バルブ等に係る配管には、流体名及び流れ方向を表示すること  (3) 保安上重要なバルブ等について  (ｲ) 開閉状態を示す標示板の取付  (ﾛ) 施錠、封印、禁札の取付又はハンドルの取外し等の措置（通常使用しないもの）  (ﾊ) カバー、キャップ、保護枠の取付（計器盤上の重要なボタン、ハンドル等）及び弁等の開閉状態を示すランプ等の設置  (4) バルブの操作位置に足場及び照明の設置 | (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適  (3) 　適　　　不適  (ｲ) 　適　　不適  (ﾛ) 措置内容：  (ﾊ) 措置内容：  (4) 　適　　　不適 |
| 第46号 | 除害装置  **毒性ガス**  **亜硫酸ガス**  **アンモニア**  **塩素**  **ｸﾛﾙﾒﾁﾙ**  **酸化ｴﾁﾚﾝ**  **ｼｱﾝ化水素**  **ホスゲン**  **硫化水素** | ガス名：  (1) 拡散防止措置((ｲ)～(ﾄ)の組合せ)  (ｲ) ガスの蒸気圧を低下せしめる措置  (ﾛ) 貯槽等へ移送する措置  (ﾊ) 液化ガスの蒸発気化をできるだけ少なくする措置  (ﾆ) 建物で覆う措置（不燃性ガスに限る）  　＊塩素、ホスゲンの貯槽は必ず行うこと  (ﾎ) 障壁又は排気装置等による拡散防止措置  (ﾍ) 集液溝（貯槽以外の設備又は５ｔ未満の貯槽）又は防液堤等による流出防止措置  (ﾄ) 除害措置（以下に掲げる措置の組合せ）を速やかに行うことによって拡散を防止する措置  　　・水又は中和剤による中和措置  　　・吸着剤による吸着除去措置  　　・製造施設へ返送する措置  　　・燃焼させる措置（アンモニア、シアン化水素）  (2) 除害設備の設置  (ｲ) 除害剤散布装置又は散水装置  (ﾛ) ガスの吸引及び除害接触装置  (ﾊ) その他上記と同等の機能を有する装置  (3) 除害剤の保有量（苛性ソーダ水溶液又は炭酸ソーダ水溶液は濃度100％換算の数量）  (ｲ) 塩素  　　苛性ソーダ水溶液　670kg×√Ａ以上  　　　　　　　＝　　　　　　　　　　　　　　kg  　　炭酸ソーダ水溶液　870kg×√Ａ以上  　　　　　　　＝　　　　　　　　　　　　　　kg  　　消石灰　　　　　　620kg×√Ａ以上  　　　　　　　＝　　　　　　　　　　　　　　kg  　　＊Ａ：貯槽の数又は貯蔵設備及び処理設備（内容積が５ｍ３以上）の数  (ﾛ) ホスゲン  　　苛性ソーダ水溶液　　　　　390kg以上  　　消石灰　　　　　　　　　　360kg以上  (ﾊ) 硫化水素  　　苛性ソーダ水溶液　　　　 1140kg以上  　　炭酸ソーダ水溶液　　　　 1500kg以上  (ﾆ) シアン化水素  　　苛性ソーダ水溶液　　　　　250kg以上  (ﾎ) 亜硫酸ガス  　　苛性ソーダ水溶液　　　　　530kg以上  　　消石灰　　　　　　　　　　700kg以上  　　大量の水  (ﾍ) アンモニア  　　酸化エチレン　　　大量の水  　　クロルメチル  (4) 除害剤の保有場所  (5) 保護具  (ｲ) 空気呼吸器又は送気式マ  　スク（全面形）　　　　　　　緊急作業に従事する  (ﾛ) 隔離式防毒マスク（全面　　作業員数＋予備数又  　高濃度形）（(ｲ)を常時作業　　は常時作業する作業  に従事する作業員数以上備　　員10人につき３個の  えた場合は不要）　　　　　　いずれか多い方  (ﾊ) 保護手袋及び保護長靴　　　（最低３個）  　（ゴム製、合成樹脂製）　　　作業員数：　　　人  (ﾆ) 保護衣  （ゴム製、合成樹脂製）  (6) 保護具の保管場所  (7) 着装訓練･･･定期的に教育、訓練を行うこと  (8) 着装訓練記録の保管 | (1) 　適　　　不適  措置内容：  (2) 　適　　　不適  措置内容：  (3) 　適　　　不適  (ｲ)  除害剤の種類：  保有量：　　　　　　　kg  (ﾛ)  除害剤の種類：  保有量：　　　　　　　kg  (ﾊ)  除害剤の種類：  保有量：　　　　　　　kg  (ﾆ)  保有量：　　　　　　　kg  (ﾎ)  除害剤の種類：  保有量：　　　　　　　kg  (ﾍ)  保有量：　　　　　　　kg  　　　　　　　　(ｍ３)  (4)保管場所：  (5) 　適　　　不適  (ｲ) 　　　　　　　　個  (ﾛ) 　　　　　　　　個  (ﾊ) 　　　　　　　　足  (ﾆ) 　　　　　　　　着  (6) 保管場所：  (7) 　適　　　不適  (8) 　適　　　不適 |
| 第47号 | 静電気の除去措置  **可燃性ガス**  **特定不活性ガス** | (1) 塔、槽、熱交換器、回転機器、ベントスタック等･･･単独接地（ただし機器が複雑に連結している場所及び配管で連続している場合はボンディング用接続線により接続しておくこと）  (2) タンクローリー、タンク車及び充てん用の配管は必ず充てん前に接地すること（接地線の断面積は5.5mm２以上）  (3) 接地抵抗値･･･総合100Ω、避雷設備10Ω以下  (4) 維持  　・接地抵抗値  　・接続部の状況  　・断線、損傷の有無等の確認 | (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適  接地線の断面積  （最小値）：　　　　　　mm２  (3) 　適　　　不適  最高値：　　　　　　Ω  (4) 　適　　　不適 |
| 第48号 | 電気設備の防爆性能  **可燃性ガス**  **（アンモニア、ブロムメチルを除く）** | 高圧ガス設備に係る電気設備は、ガスの種類等に応じた防爆性能を有すること | 適　　　不適 |
| 第49号 | インターロック機構  **可燃性ガス**  **毒性ガス** | (1) インターロック機構の設置  　　 主要内容  (2) 作動試験 | (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適 |
| 第50号 | 保安電力 | |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 保安電力等  設備 | 買　　電 | 自家発電 | 蓄電池装置 | エンジン  駆動発電 | ｽﾁｰﾑﾀｰﾋﾞﾝ  駆動発電 | 空気又は  窒素だめ | | 自動制御装置 |  |  |  |  |  |  | | 緊急遮断装置 |  |  |  |  |  |  | | 散水装置 |  |  |  |  |  |  | | 防消火設備 |  |  |  |  |  |  | | 冷却水ポンプ |  |  |  |  |  |  | | 毒性ガス除害設備 |  |  |  |  |  |  | | 非常照明設備 |  |  |  |  |  |  | | ガス漏えい検知設備 |  |  |  |  |  |  | | 通報設備 |  |  |  |  |  |  |   (1) 下表の設備に対して保安電力等の措置が講じられていること（売電を含み２種類以上）  　〔設置されている設備に〇印を付けること〕　　　　　(1) 　適　　　不適  (2) 定期的検査：切替作動試験等　　　　　　　　　　(2) 　適　　　不適 | |
| 第51号 | 漏えいガスの滞留防止  **可燃性ガス**  **特定不活性ガス** | (1) 空気より比重の小さい場合：２方向以上の開口部又は換気装置  (2) 空気より比重の大きい場合：床面まで開口した２方向以上の開口部又は床面近くに吸気口を持った換気装置 | (1) 適　　　不適  ガス名：  比重（対空気）：  (2) 適　　　不適  換気装置： |
| 第52号 | 危険標識  **毒性ガス** | (1) 毒性ガスの製造施設の識別標識の設置  　・文字の大きさは縦・横の寸法10cm以上とし、30ｍ以上離れた位置において識別できるものとする  　・識別標の色は、地を白色、文字を黒色（「注意」にあっては赤色）とする  (2) 毒性ガスが漏えいするおそれのある箇所への危険標識の設置  　・文字の大きさは縦・横の寸法５cm以上とし、10ｍ以上離れた位置において識別できるものとする  　・識別標の色は、地を白色、文字を黒色（「注意」にあっては赤色）とする | (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適 |
| 第53号 | ガス漏えい検知警報設備  **可燃性ガス**  **毒性ガス**  **特定不活性ガス** | 検知対象ガス名：  　　　　ＬＥＬ：　　　　　％  検知対象ガス名：  　　　　ＬＥＬ：　　　　　％  検知対象ガス名：  　　　　ＬＥＬ：　　　　　％  検知対象ガス名：  　　　　ＬＥＬ：　　　　　％  (1) 機能  (ｲ) 警報設定値：  可燃性ガス、特定不活性ガス…  爆発下限界値(　　　　)の1/4以下  酸素…25％以下  毒性ガス…許容濃度値(　　　　　)以下  (ﾛ) 発信時間：  警報設定値の1.6倍の濃度において30秒以内  (特定のガス1分以内)  ・テストガス名：  テスト濃度：設定値の　　　倍  最長時間：  ・テストガス名：  テスト濃度：設定値の　　　倍  最長時間：  (2) 設置数  (ｲ) 建物の中の圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽等  周囲…周囲10mにつき1個以上  周囲　　m×1個/10m：　　　　　個  設置数：　　　　　　　　　個  (ﾛ) 建物の外の(ｲ)の設備の周囲又はピット等の内部…周囲20mにつき1個以上  周囲　　m×1個/20m：　　　　　個  設置数：　　　　　　　　　個  (ﾊ) 加熱炉等の設備…周囲20mにつき1個以上  周囲　　m×1個/20m：　　　　　個  設置数：　　　　　　　　　個  (ﾆ) 計器室内部…1個以上  設置数：　　　　　　　　　個  (ﾎ) 毒性ガス充てん用接続口1群の周囲…1個以上  設置数：　　　　　　　　　個  (3) 検出端部の高さ：　　　　　　　　　ｍ   1. 警報及びランプの点灯場所は関係者が常駐する場所であること。場所： | (ｲ) 　適　　　不適    (ﾛ) 　適　　　不適  (ｲ) 　適　　　不適    (ﾛ) 　適　　　不適  (ﾊ) 　適　　　不適    (ﾆ) 　適　　　不適  (ﾎ) 　適　　　不適  (3) 　適　　　不適  (4) 　適　　　不適 |
| 第54号  第54号  の２ | 防消火設備  防火設備  **可燃性ガス**  **毒性ガス**  **酸素**  **三フッ化窒素**  （貯槽及び配管並びに散水することが危険となる設備を除く。） | ◎防消火設備  １．防火設備  (1) 特殊反応設備及びその周辺10ｍ以内にある非耐火構造の製造設備  　○対象設備：  　(a) 水噴霧装置又は散水装置  　・特殊反応設備  表面積計　　　m2×7ℓ/分･m2＝　　　ℓ/分以上  　・特殊反応設備以外  表面積計　　　m2×5ℓ/分･m2＝　　　ℓ/分以上  　　＊準耐火構造(　)･･･上記の1/2以上の散水量  (2) 地上高20m以上の設備（(1)及び緊急脱圧できる設備を除く）  　○対象設備：  　(a) 水噴霧装置又は散水装置  ・非耐火構造  表面積計　　　m2×5ℓ/分･m2＝　 　ℓ/分以上  ・準耐火構造  　表面積計　　　m2×2.5ℓ/分･m2＝　　ℓ/分以上  　(b) 放水砲  　放水能力1900 ℓ/分以上かつ、  ・非耐火構造  　 表面積計　　m2×5ℓ/分･m2×1.6倍＝  　 　ℓ/分以上  ・準耐火構造  表面積計　　　m2×2.5ℓ/分･m2×1.6倍＝  　　　　ℓ/分以上  (3) 地上6ｍ以上20ｍ未満であって通路に面していない設備（内容積10ｍ３未満のもの及び緊急脱圧できる設備を除く）  　○対象設備：  　(a) 水噴霧装置又は散水装置  ・非耐火構造  表面積計　　　m2×5ℓ/分･m2＝　　 ℓ/分以上  ・準耐火構造  表面積計　　　m2×2.5ℓ/分･m2＝　 　ℓ/分以上  　(b) 放水砲  　放水能力1900ℓ/分以上かつ、  ・非耐火構造  　 表面積計　　m2×5ℓ/分･m2×1.6倍＝  　 　ℓ/分以上  ・準耐火構造  表面積計　　　m2×2.5ℓ/分･m2×1.6倍＝  　　　　ℓ/分以上  (c) 固定式放水銃  　筒先圧力0.35MPa以上、放水能力400 ℓ/分以上かつ、  ・非耐火構造  　 表面積計　　m2×5ℓ/分･㎡×1.6倍＝  　 　ℓ/分以上  ・準耐火構造  表面積計　　　m2×2.5ℓ/分･㎡×1.6倍＝  　　　　ℓ/分以上  (２以上の方向から放水できるよう設置)  (4) その他の設備  　○対象設備：  　(a) 水噴霧装置又は散水設備  ・非耐火構造  表面積計　　　m2×5ℓ/分･m2＝　　 　ℓ/分以上  ・準耐火構造  表面積計　　　m2×2.5ℓ/分･m2＝　 　ℓ/分以上  　(b) 放水砲  　放水能力1900  /分以上かつ、  ・非耐火構造  　 表面積計　　m2×5ℓ/分･m2×1.6倍＝  　 　ℓ/分以上  ・準耐火構造  表面積計　　　m2×2.5ℓ/分･㎡×1.6倍＝  　　　　ℓ/分以上  　(c) 固定(移動)式放水銃  筒先圧力0.35MPa以上、放水能力400 ℓ/分以上かつ、  ・非耐火構造  　 表面積計　　㎡×5ℓ/分･㎡×1.6倍＝  　 　ℓ/分以上  ・準耐火構造  表面積計　　　㎡×2.5ℓ/分･㎡×1.6倍＝  　　　　ℓ/分以上  (２以上の方向から放水できるよう設置)  (5) 消火栓又はスチームカーテン等  　(a) 筒先圧力0.35MPa以上、放水能力400ℓ/分以上の能力の消火栓（又は固定式放水銃）を半径40ｍの円で区画される区域ごとに１個以上設置  　(b) 加熱炉等（30ｍ以上離れているものを除く）にスチームカーテン等の設置 | １．  (1) 　適　　　不適  (a) 防火設備：  　　防火設備能力：  　特殊反応設備　　　　ℓ/分  　特殊反応設備以外　 　ℓ/分  (2) 　適　　　不適  (a),(b),(a)+(b)  (a) 設備名：  　設備能力：　　　　ℓ/分  (b) 放水砲  放水砲能力：　　　ℓ/分  個数：　　　　　個  (3) 　適　　　不適  (a)､(b)､(c)  　　(　　)と(　　)の組合せ  (a) 設備名：  　設備能力：　　　　ℓ/分  (b) 放水砲  　放水能力：　　　　ℓ/分  　個数：　　　　　　　個  (c) 固定式放水銃：  　筒先圧力：　　　　MPa  　放水能力：　　　　ℓ/分  　個数：　　　　　　　個  (4) 　適　　　不適  　(a)､(b)､(c)  　　(　　)と(　　)の組合せ  (a) 設備名：  　　設備能力：　　　ℓ/分  (b) 放水砲：  　放水能力：　　　　ℓ/分  　個数：　　　　　　　個  (c) 固定(移動)式放水銃：  　筒先圧力：　　　　MPa  　放水能力：　　　　ℓ/分  　個数：　　　　　　　個  (5)  (a) 　適　　　不適  消火栓：  　筒先圧力：　　　　MPa  　放水能力：　　　　ℓ/分  　個数：　　　　　　　個  (b)　 適　　 不適 |
|  | 消火設備  **可燃性ガス**  **酸素**  **三フッ化窒素**  **特定不活性ガス**  用水供給設備 | ２．消火設備  (1) 貯槽以外（可燃性ガス又は酸素）の場合は：停滞量10ｔ、特定不活性ガスの場合は20tにつき能力単位B-10の粉末消火器１個相当以上  　　最低設置数：能力単位B-10の粉末消火器３個(特定不活性ガスにあっては２個)相当以上（容器置場を含む）  　　停滞量　　　　　ｔ×１個／10ｔ＝　　　　個  (2) 防液堤設置の貯槽：防液堤の周囲75ｍ以下ごとに、能力単位B-10の粉末消火器３個相当以上  　　周囲　　　　　　ｍ×３個／75ｍ＝　　　　個  (3) その他の貯槽：能力単位B-10の粉末消火器３個相当以上  (4) 建屋内：不活性ガス等による拡散措置  　　(1)､(2)､(3)の代替措置  　　建屋内：  　　不活性ガス名：  　　供給量：　　　　　　　　　　　　　　ｍ３/分  (5) 三フッ化窒素の製造設備  　　：不活性ガス等による拡散設備  （１．防火設備が設置されている場合を除く）  ガス名  供給量　　　　　　　　　　　　　ｍ３/分  ３．用水供給設備  　(1) ポンプ能力  　(2) 同時に放水を必要とする最大水量で30分以上連続して放水ができる水量  　　必要水量：　　　　　　　　　　　　　ｍ３  　(3) 相互協定事業所  　(4) 供給元弁の操作位置と対象設備との距離15ｍ以上  　(5) 保安電力又は動力の種類 | ２．  (1) 　 適　　 不適  能力単位：B－  　　　　　　　　個  (2) 　 適　　 不適  能力単位：B－  　　　　　　　　個  (3) 　 適　　 不適  能力単位：B－  　　　　　　　　個  (4) 　適　　　不適  (5) 　適　　　不適  ３．　 適　　 不適  (1) 　　　　　　　　ｍ３/時  (2)  　水源の水量：　　　　ｍ３  　水源の名称：  (3) 事業所名：  (4) 位置：  距離：  (5) |
| 第55号 | ベントスタック | 高さ及び放出の基準  (1) 緊急用ベントスタック  　(ｲ) 高さ(可燃性ガス)･･･放出されたガスの着地濃度が爆発下限界値(ＬＥＬ)未満となるような十分な高さ  　(ﾛ) 除害装置(毒性ガス)･･･放出されたガスの着地濃度が許容濃度以下となること  (ﾊ) 放出口の位置（可燃性ガス、毒性ガス）･･･作業員の定常作業場及び通行する場所の直下又はこれらの場所から10ｍ以内の範囲にないこと  　(ﾆ) 静電気又は落雷等による着火防止措置、消火措置（可燃性ガス）  　(ﾎ) ドレンの滞留防止措置(可燃性ガス、毒性ガス)  　(ﾍ) 液化ガスが同伴するおそれのある場合、気液分離器の設置(可燃性ガス、毒性ガス)  (2) その他のベントスタック  　(ｲ) 高さ(可燃性ガス)･･･放出されたガスの着地濃度が爆発下限界値(ＬＥＬ)未満となるような十分な高さ  　(ﾛ) 除害後の放出(毒性ガス)  　(ﾊ) 放出口の位置･･･作業員の定常作業場所及び通行する場所の直下又はこれらの場所から５ｍ以内の範囲にないこと  　(ﾆ) 静電気又は落雷等による着火防止措置、消火措置(可燃性ガス)  　(ﾎ) ドレンの滞留防止措置  　(ﾍ) 液化ガスの放出防止措置(放出のおそれのある場合) | (1) 高さ：　　　　　　　ｍ  (ｲ) 　適　　　不適  　着地濃度：  　ＬＥＬ　：  (ﾛ) 　適　　　不適  着地濃度：  　許容濃度：  (ﾊ)　適　　　不適  (ﾆ)　適　　　不適  (ﾎ)　適　　　不適  (ﾍ)　適　　　不適  (ｲ) 　適　　　不適  　着地濃度：  　ＬＥＬ　：  (ﾛ)　適　　　不適  (ﾊ)　適　　　不適  (ﾆ)　適　　　不適  (ﾎ)　適　　　不適  (ﾍ)　適　　　不適 |
| 第56号 | フレアースタック | (1) 位置及び高さ･･･直下の地表面における輻射熱が4.65 kW/m2以下となること  　○4.65 kW/m2を超える場合･･･立入防止措置  (2) 構造  (ｲ)　パイロットバーナー等の設備及び吹き消え防止装置等の維持管理  (ﾛ)　逆火防止装置  (ﾊ)　爆発防止装置 | (1) 　適　　　不適  高さ：　　　　　　　ｍ  　輻射熱：　　　　　kW/m2  (2)  (ｲ)　適　　　不適  (ﾛ)　適　　　不適  (ﾊ)　適　　　不適 |
| 第58号の2 | 壁又は仕切り  **三フッ化窒素** | 車両に固定した容器等への充填場所、当該容器に係る容器置場に壁又は仕切り設置  （三フッ化窒素を含む空気中で燃焼しにくい材料） | 適　　　不適 |
| 第60号 | 障壁 | (1) 10MPa以上の圧縮ガスを容器に充てんする場合  　圧縮機と充てん場所、圧縮機と容器置場間に障壁設置  (2) 障壁の場合  (ｲ)　鉄筋コンクリート製障壁･･･  　　　厚さ12cm以上、高さ２ｍ以上、  　　　鉄筋直径９mm以上、配筋、縦横40cm以下間隔  (ﾛ)　コンクリートブロック製障壁･･･  　　　厚さ15cm以上、高さ２ｍ以上、  　　　鉄筋直径９mm以上、配筋、縦横40cm以下間隔  (ﾊ)　鋼板製障壁･･･  　　　厚さ3.2mm以上で補強あり、又は厚さ６mm以上  高さ２ｍ以上、支柱間隔1.8ｍ以下 | (1) 　適　　　不適  (2) (ｲ)､(ﾛ)､(ﾊ)  　　厚さ：　　　　　　　cm  　　高さ：　　　　　　　ｍ |
| 第61号 | 計器室  **可燃性ガス** | ガス名：  (1) 安全な位置･･･対象設備の外面(配管を除く)から計器室の外壁までの距離15ｍ以上(★)  　・対象設備･･･特殊反応設備及びそれに配管で直結した処理設備のうち緊急遮断装置で遮断されていないもの又は燃焼熱量50.2GJ以上の高圧ガス設備  　★既存設備(昭和50年7月31日以前に設置のもの)の場合･･･7.5ｍ又は鉄筋コンクリート(12cm以上)製障壁の設置等の措置  (2) 構造  (ｲ)　耐火構造とすること  (ﾛ)　内装材は不燃性材料を使用(床材は難燃性材料でも可)すること  (ﾊ)　出入口は２箇所以上で扉は建築基準法施行令第109条の2で定める遮炎性能に関する技術的基準に適合する防火戸とし、少なくとも１箇所は安全側とすること  (ﾆ)　窓は網入又は強化ガラスとすること  (3) 計器室の圧力保持  　アセトアルデヒド、イソプレン、エチレン、塩化ビニル、酸化エチレン、酸化プロピレン、プロパン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエンの製造施設の計器室（入口の床面の位置が地上2.5ｍ以上のものその他漏えいしたガスの進入するおそれのないものを除く）に限る  (ｲ)　配管類の引込口の周囲には不燃材料の充てんを行うこと  (ﾛ)　空気を吸入する設備を設置し、吸入口は製造設備と反対方向で漏えいガスを吸入するおそれのない位置及び高さとすること  (ﾊ)　扉は二重扉とすること | (1) 　 適　　　不適  　　　　　　　　　ｍ  ★の措置内容    (2)  (ｲ)　 適　　　不適  (ﾛ)　 適　　　不適  (ﾊ) 　適　　　不適  出入口：　　　　　箇所  (ﾆ) 　適　　　不適  網入ガラス　　　強化ガラス  (3)  　圧力保持：　　　　　　Pa  　　1mmHg=1.3×102Pa  (ｲ)　適　　　不適  (ﾛ)　適　　　不適  (ﾊ)　適　　　不適 |
| 第62号 | 保安用不活性ガス等  **可燃性ガス**  **毒性ガス**  **酸素** | (1) 保安用不活性ガス等の量  　　必要量：　　　　　　　　　　　　　　　ｍ３  　　種　類：  (2) 供給設備  (ｲ) 安全な位置に設置  (ﾛ) 保安電力等の保有 | (1) 適　　　不適  　常時保有量：　　　　ｍ３  (2) 適　　　不適  (ｲ)位置：  (ﾛ)保安電力等： |
| 第63号 | 通報設備 | 設置してある通報設備に○印を付けること  (1) 常駐事務所と現場事務所及び現場事務所相互間の通報設備(１個以上)  　(ｲ)　ページング設備　　　(ﾛ)　構内電話  　(ﾊ)　構内放送設備　　　　(ﾆ)　インターホン  (2) 事業所内全体(１個以上)  　(ｲ)　ページング設備　　　(ﾛ)　構内放送設備  　(ﾊ)　サイレン 　　　 　(ﾆ)　携帯用拡声器  　(ﾎ)　メガホン(事業所内面積1500ｍ２以下)  (3) 事業所内の作業員相互(１個以上)  　(ｲ)　ページング設備　　　(ﾛ)　 携帯用拡声器  　(ﾊ)　トランシーバー(計器等に対する影響のない場合に限る)  　(ﾆ)　メガホン(事業所内面積1500ｍ２以下) | 1. 適　　不適 2. 適　　不適 3. 適　　不適 |
| 第64号 | 貯槽の不同沈下測定  （貯蔵能力が100ｍ3又は１ｔ以上のもの） | (1) 定められた期間に1回以上、沈下状況を測定  ｈ/Ｌの最高％　　　　　　　　　　　％  測定日：　　　　年　　　月　　　日  (2) 測定をしない年は、目視検査を実施  (3) 沈下していた場合の適切な措置  (ｈ/Ｌが0.5％、1％を超えた場合) | (1)適　　不適  (2)適　　不適  (3)適　　不適 |

**２　容器置場の基準（コンビナート等保安規則第５条第１項　第６５号）**

| 基準 | 検査項目 | 判定基準 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| イ | 警戒標 | 明示され、外部から見やすいこと | 適　　　不適 |
| ロ | 一階建  可燃性ガス  酸素 | 容器置場は一階建とする。  （断熱材で被覆してあるもの、シリンダーキャビネットに収納されているものは除く）  圧縮水素のみ、酸素のみを貯蔵する容器置場は二階建以下とする。 | 適　　　不適 |
| ハ | 毒性ガスの保安距離 | 面　積：　　　　　　　ｍ２  ガス名：  保安物件に対する法定距離：　　　　　　　　　　ｍ | 保安物件名：    距離：　　　　　　　　ｍ |
| ニ  ホ | 毒性ガス以外のガスの保安距離 | 面　積：　　　　　　　　ｍ２　ガス名：  (1) 障壁なしの場合  　　・第１種保安物件に対する法定距離：　　　　　ｍ  　　・第２種保安物件に対する法定距離：　　　　　ｍ  (2) 障壁ありの場合（厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート製又は同等以上）  　　・第１種保安物件に対する法定距離：　　　　　ｍ  　　・第２種保安物件に対する法定距離：　　　　　ｍ | 保安物件名：    距離：　　　　　　　　ｍ  距離：　　　　　　　　ｍ  保安物件名：    距離：　　　　　　　　ｍ  距離：　　　　　　　　ｍ |
| ヘ | 屋根  可燃性ガス  酸素 | 不燃性又は難燃性の材料（可燃性ガス及び酸素に限り、断熱材で被覆してあるものを除く）  　ただし、充てん容器をシリンダーキャビネットに収納した場合はこの限りではない | 材料：    　シリンダーキャビネット  　　　有　　・　　無 |
| ト | 滞留しない  構造  可燃性ガス  特定不活性ガス | 1. 空気より比重の小さい可燃性ガスの場合…   　２方向以上の開口部又は換気装置   1. 空気より比重の大きい可燃性ガスの場合…   　床面まで開口した２方向以上の開口部又は床面近くに  　吸気口を持った換気装置 | (1)  開口部（　箇所）、換気装置  (2)  開口部（　箇所）、換気装置 |
| チ | 置場の材料  特殊高圧ガス | 1. ジシラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場に   　は不燃性又は難燃性の材料を使用すること   1. シリンダーキャビネットに収納した場合は(1)の限りではない | (1) 材料：    (2) シリンダーキャビネット：  　　　有　　・　　無 |
| リ | 除害措置  毒性ガス | * 対象ガス名（ガス名に○印を付すこと）　アルシン等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン、硫化水素   ・コンビ則第５条第46号の基準による | 措置内容： |
| ル | 消火設備  可燃性ガス  酸素  三フッ化窒素  特定不活性ガス | 停滞量10ｔ（特定不活性ガスにあっては20t）につき能力単位Ｂ-10の粉末消火器１個相当以上  　停滞量：　　　　　　　　ｔ  　最低設置数：能力単位Ｂ-10の粉末消火器３個（特定不活性ガスにあっては２個）相当以上 | 能力単位：Ｂ―  設置数：　　　　　　　個 |

**３　コンビナート製造事業所間の導管以外の導管基準（コンビナート等保安規則第９条）**

| 基準 | 検査項目 | 判定基準 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１号 | 設置場所 | 地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下のおそれのある場所等に設置しないこと | 適　　　不適 |
| 第２号  第３号 | 地盤面上設置  地盤面下設置 | 1. 導管の地盤面上設置基準  * 0.3ｍ以上の高さ * 柵、ガードレールで防護  1. 導管の地盤面下設置基準  * 0.6ｍ以上の深さ * 交通のはげしい公道の横断部1.2ｍ以上の深さ * 鋼製のケーシングで保護  1. 標識   　(a) 設置場所…一般の人の目につきやすい、交通等の障害にならない場所  (b) 標識内容…高圧ガスの種類、名称、連絡先、電話番号の記載 | (1)  　標準高さ：　　　　ｍ  　防護措置：  (2)  　標準深さ：　　　　ｍ  　保護措置：  (3)  　(a) 　適　　　不適  　(b) 　適　　　不適 |
| 第４号 | 水中設置 | 船、波等の影響を受けない深さ | 適　　　不適 |
| 第５号  第６号 | 気密、肉厚 | 1. 運転状態若しくは、停止状態で漏れがないことを確認する　　　　試験圧力：　　　　　　MPa 2. 定期自主検査時に肉厚測定器で肉厚を測定し、記録   する | (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適 |
| 第７号 | 防食及び応力吸収の措置 | 1. 腐食防止措置 2. 応力吸収措置 | (1)措置内容：  電気防食の場合電位の最高値：  -　　　　　　　　mV  (2)措置内容： |
| 第８号 | 常用の温度を超えない措置 | 常用の温度を超えない措置 | 措置内容： |
| 第９号 | 常用の圧力以下に戻す措置 | 逃がし弁又は安全弁の措置 | 適　　　不適 |
| 第10号 | 水分除去措置  酸素  天然ガス | 酸素（内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いる場合）天然ガス：導管と圧縮機の間に水分離器を設置すること | 適　　　不適 |
| 第11号 | 通報設備 | 事業所間に設置  　通報設備名： | 適　　　不適 |

**４　コンビナート製造事業所間の導管基準（コンビナート等保安規則第10条）**

| 基準 | 検査項目 | 判定基準 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１号  9条1号  9条4号  9条5号9条6号  9条8号  9条9号  9条  10号 | 設置場所  水中設置  気密、肉厚  常用の温度を超えない措置  常用の圧力以下に戻す措置  水分除去措置  酸素  天然ガス | 地崩れ、山崩れ、地盤の不同沈下のおそれのある場所等に設置しないこと  　船、波等の影響を受けない深さ  (1) 運転状態若しくは、停止状態で漏れがないことを確認する　　　　　試験圧力：　　　　　MPa  (2) 定期自主検査時に肉厚測定器で肉厚測定を実施し、記録する  　常用の温度を超えない措置  　逃がし弁又は安全弁の設置  酸素（内部潤滑剤に水を使用する圧縮機を用いる場合）及び天然ガス：導管と圧縮機の間に水分離器を設置すること | 適　　不適  適　　不適  (1) 適　　不適  (2) 適　　不適  措置内容：    適　　不適  適　　不適 |
| 第２号 | 標識 | 標識の基準  (1) 設置場所…一般の人の目につきやすい、交通等の障害にならない場所  (2) 標識内容…高圧ガスの種類、名称、連絡先、電話番号の記載 | (1) 適　　不適  (2) 適　　不適 |
| 第３号 | 防食措置 | 腐食防止措置 | 措置内容：  電気防食の場合電位の最高値：  -　　　　　　　　mV |
| ★  第４号  第５号 | 材料及び構造 | (1) 材料   * 導管材料： * 管継手材料： * バルブ材料：   (2) 構造  　応力に対して安全であること | (1) 適　　不適  (2) 適　　不適 |
| 第６号 | 伸縮吸収措置 | 曲がり管の使用  　圧力２MPa以下の場合ベローズ型伸縮継手使用も可 | 適　　不適 |
| ★  第７号  第８号  第９号 | 溶接 | (1) 接合方法…溶接を原則とする  (2) フランジ接合…点検可能な措置  (3) 溶接方法…アーク溶接又はこれと同等以上のものと  　　　　　　　する | (1) 適　　不適  (2) 適　　不適  (3) 適　　不適 |
| ★  第10号 | 地盤面下埋設 | ガス名：  (1) 対象工作物：  法定水平距離：　　　　　　　　　　　　　ｍ  (2) (1)以外の工作物に対する距離…0.3ｍ以上  (3) 導管の外面と地表面の距離（導管が防護構造物の中の場合を除く）…  　・山林、原野の場合　　　　　　0.9ｍを超えること  　・その他の場合　　　　　　　　1.2ｍを超えること  (4) 防護構造物中の設置  地盤面との距離　　0.6ｍ以上  (5) 地盤の凍結による損傷防止  (6) 盛土又は切土の近傍の場合…安全率1.3以上のすべり面の外面への埋設  (7) 立ち上がり部等の場合…曲がり管の挿入、地盤改良等の必要な措置  (8) 掘削及び埋め戻し…保安上適切な方法をとること | (1) 水平距離：  　　　　　　　ｍ  (2) 　　　　　ｍ  (3) 　　　　　ｍ  (4) 　　　　ｍ  (5) 適　　不適  (6) 適　　不適  (7) 適　　不適  (8) 適　　不適 |
| ★  第11号 | 道路下埋設 | (1) 第10号の規定（(2)～(4)を除く）  (2) 自動車荷重の影響の少ない場所  (3) 道路の境界線までの距離　１ｍ以上  (4) 工作物に対する距離　0.3ｍ以上  （防護工等のある場合はその外面からの距離）  (5) 市街地の道路下の場合…損傷防止措置  (6) 市街地の道路の路面下の場合…路面との距離  　　　　　　　　　　　　　　　　1.8ｍを超えること  (7) 防護工等から路面との距離  　　　　　　　　　　　　　　　　1.5ｍを超えること  (8) 市街地以外の道路の路面下の場合…路面との距離  　　　　　　　　　　　　　　　　1.5ｍを超えること  (9) 舗装道路の場合…路盤の最下部との距離  　　　　　　　　　　　　　　　　0.5ｍを超えること  (10)路面下以外の道路の場合…地表面との距離  　　　　　　　　　　　　　　　　1.2ｍを超えること  (11)市街地にあって防護工等のある場合…  　　　　　　　　地表面との距離　0.9ｍを超えること  (12)ガス管、水道管等のある道路又は計画中の場合…  　　　　　　　　それらのものの上部に埋設しないこと | (1) 適　　不適  (2) 適　　不適  (3) 　　　　ｍ  (4) 　　　　ｍ  (5) 適　　不適  (6) 　　　　ｍ  (7) 　　　　ｍ  (8) 　　　　ｍ  (9)　　　　　ｍ  (10)　　　　ｍ  (11)　　　　ｍ  (12)適　　不適 |
| ★  第13号 | 河川保全区域内埋設 | 堤防法尻又は護岸法肩に対する河川管理上必要な距離の確保 | 適　　不適 |
| ★  第14号 | 地盤面上設置 | ガス名：　　　　　　　　常用圧力：　　　　　　MPa  (1) 対象施設名：  法定距離：　　　　　　　　　　　　　　　ｍ  (2) 法定空地幅：　　　　　　　　　　　　　　　ｍ  (3) 支持物の構造   * 構造： * 材料：   (4) 防護設備  (5) 維持管理上の間隔の保有 | (1) 施設に対する距離：  　　　　　ｍ  (2)空地幅：　　　　　ｍ  措置内容：有（　　）・無  (3) 適　　不適  (4) 適　　不適  (5) 適　　不適 |
| ★  第15号  第16号 | 道路横断設置 | (1) さや管等の防護構造物の中へ設置  (2) 第11号の規定（(2)、(3)を除く） | (1) 適　　不適  (2) 適　　不適 |
| ★  第17号 | 線路下横断  埋設 | (1) 第10号の規定（(3)、(4)を除く）  (2) 地表面との距離　1.2ｍを超えること  (3) 第15号の規定 | (1) 適　　不適  (2) 　　　　　ｍ  (3) 適　　不適 |
| ★  第18号  第19号  第20号  第21号 | 河川等横断  設置 | (1) 導管専用橋の設置  (2) 二重管又は防護構造物中の設置及び損傷防止措置  (3) (a)　河川下横断埋設の場合…  　　　　　河床高との距離　　4.0ｍ以上  　　(b)　水路下横断埋設の場合…  　　　　　河床高との距離　　2.5ｍ以上  　　(c)　小水路下横断埋設の場合…  　　　　　河床高との距離　　1.2ｍ以上  (4) 第10号の規定（(2)～(4)、(8)を除く）  (5) 第14号の規定 | (1) 適　　不適  (2) 適　　不適  (3) (a)河床高との距離：  　　　　　　ｍ  (b)河床高との距離：  　　　　　　ｍ  (c)河床高との距離：  　　　　　　ｍ  (4) 適　　不適  (5) 適　　不適 |
| ★  第24号  第25号 | 漏えい拡散防止装置 | ガス名：  (1) 漏えい拡散防止措置  (2) 二重管設置の場合…  　　　　　　　　　　ガス漏えい検知警報設備の設置 | (1) 　適　　　不適  (2) 　適　　　不適 |
| 第26号  第27号 | 運転状態の  監視装置 | (1) 運転監視装置  　(a)　導管系の計器類の設置  　(b)　計器室でのポンプの作動状況の表示及び緊急遮断弁の開閉状況の表示灯の設置  (2) 警報装置  　　警報受信部の設置場所：  　　警報を発する措置 | (1)  (a)　適　　　不適  (b)　適　　　不適  (2) 適　　　不適 |
| 第28号 | 安全制御装置 | (1) 圧力安全装置等保安設備の制御回路が正常でない限り、圧縮機又はポンプが作動しない制御装置  (2) 保安上異常な事態が発生した場合、圧縮機、ポンプ、緊急遮断装置等が速やかに停止又は閉鎖する制御機能 | (1) 適　　　不適  (2) 適　　　不適 |
| 第29号 | ガス漏えい検知警報設備  **可燃性ガス**  **毒性ガス** | ガス名：  (1) ガス漏えい検知警報設備又は漏えい検知口の設置  (2) 警報受信部の設置場所： | (1) 適　　　不適  (2) 適　　　不適 |
| 第30号 | 緊急遮断装置等 | 導管設置場所：　　　　　　　　⇔  　導管の長さ：　　　　　　ｍ  停滞量：　　　　　　ｔ  　緊急遮断装置の設置 | 適　　　不適 |
| 第31号 | 内容物除去装置 | (1) 不活性ガス、水等の置換措置  (2) ノズルに係るバルブ等の適正な措置 | (1) 適　　　不適  (2) 適　　　不適 |
| 第32号 | 感震装置等 | (1) 感震装置の設置  (2) 地震時における災害防止装置 | (1) 適　　　不適  (2) 適　　　不適 |
| 第33号 | 保安用接地等 | 保安用接地等の設置 | 適　　　不適  接地抵抗値の最大値：  　　　　　　　Ω |
| 第34号  第35号  第36号 | 絶縁 | (1) 支持物等からの絶縁  (2) 絶縁継手による措置  (3) 絶縁のための措置 | (1) 適　　　不適  (2) 適　　　不適  (3)措置内容：  有（　　　）・無 |
| 第37号 | 避雷設備 | 避雷針の設置 | 適　　　不適 |
| 第38号 | 保安電力 | 保安電力の保有  　運転状態監視、通報設備、除害設備、安全制御設備、  　　ガス漏えい検知警報設備、非常照明等 | 適　　　不適 |
| 第39号 | 巡回監視車  資機材倉庫 | (1) 巡回監視車　　　　　　台数：　　　　　　　台  (2) 資機材倉庫　　　　　　場所： | (1) 適　　　不適  (2) 適　　　不適 |

**その他の検査項目**

**１　製造方法の基準（コンビナート等保安規則第５条第２項）**

| 基準 | 検査項目 | 判定基準 | 検査結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１号 | 高圧ガスの製造 | (1) 安全弁等の止め弁の全開  (2) 空気液化分離装置の運転を中止する等の措置  　（アセチレン等の質量が規定の量を超えたとき）  (3) 圧縮禁止のガスは圧縮しないこと  (4) 三フッ化窒素の充てん容器のバルブは静かに開閉すること | (1) 適　　不適  (2) 適　　不適  (3) 適　　不適  (4) 適　　不適 |
| 第２号  第３号 | 高圧ガスの製造（充てん） | 1. 液化ガスの貯槽への充填は貯槽の内容積の90％を超えないこと 2. 毒性ガスの貯槽への充填は貯槽の内容積の90％を超えると自動的に検知し、警報を発すること   (3) 継目なし容器の音響検査  (4) タンクローリー等の場合、車止め等による車両固定  (5) 酸化エチレン貯槽の内部は窒素又は炭酸ガスにより置換し、かつ５℃以下に保持  (6) 酸素又は三フッ化窒素の充填   1. 油類の除去措置 2. 可燃性パッキンは使用禁止   (7) 三フッ化窒素充填場には可燃性物質を置かないこと | (1) 警報設定値：Ｈ　　　 ％  HH　　　 ％  (2) 警報設定値：Ｈ　　　 ％  HH　　　 ％  (3)適　　不適  (4)適　　不適  (5)適　　不適  (6)  (ｲ)適　不適  (ﾛ) 適　不適  (7)適　不適 |
| 第５号 | 製造設備の点検 | (1) 製造設備等の使用開始時および使用終了時の点検  (2) 運転中の製造設備について、１日１回以上作動状況を点検  (3) 異常事態を想定した作業基準及び体制を定めてあること  (4) 点検結果及び補修の実績を帳簿に記録すること | (1)(2)併せて  　　　　回／日  (3) 適　不適  (4) 適　不適 |
| 第６号 | ガス設備の修理等 | (1) 作業計画書等の作成  (2) 内部ガスの置換等の措置  (3) 空気による再置換の措置  (4) 正常作動の確認 | (1) 適　　不適  (2) 適　　不適  (3) 適　　不適  (4) 適　　不適 |
| 第７号 | バルブに過大な力を加えない措置 | 直接、手で操作することが原則  それが困難な場合はハンドル廻し等を使用することができる  　　　　手で操作　・　ハンドル廻し等を使用  ハンドル廻し等を使用する場合：  (1) 必要な標示を付すること。  (2) 制限トルクを超える過大な力を加えないこと。  (3) 異常等を感知した場合の作業基準等があること。  (4) ハンドル廻し等は、使用対象バルブ、備付け個数、保管方法等を定めて管理し、維持すること。 | (1) 適　　不適  (2) 適　　不適  (3) 適　　不適  (4) 適　　不適 |

**２　容器置場の基準（コンビナート等保安規則第５条第２項第８号）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準 | 検査項目 | 判定基準 | 検査結果 |
| イ  ロ | 置場の区分 | (1) 充填容器と残ガス容器を区分すること  (2) 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素を区分すること | (1) 適　　不適  (2) 適　　不適 |
| ハ | 置場の整理 | 作業に必要なもの以外のものを置かないこと | 適　　不適 |
| ニ | 火気等の距離 | (1) 周囲２ｍ以内に火気、引火性、発火性の物がないこと  (2) 厚さ９cm以上の鉄筋コンクリート若しくは同等以上の障壁がある場合又はシリンダーキャビネットに収納した場合は(1)の限りでない | (1) 火気等まで：  　　　　　　ｍ  (2)障壁：有・無  　シリンダーキャビネット：　有　・　無 |
| ホ | 保存温度 | 40℃以下 | 適　　不適 |
| ト | 転倒転落防止措置 | くさり等で転倒転落防止すること | 適　　不適 |
| チ | 燈火の制限  可燃性ガス | 携帯電燈以外の燈火を携えないこと | 適　　不適 |

**３　連絡（コンビナート等保安規則第１１条）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準 | 検査項目 | 判定基準 | 検査結果 |
| 第１項  第２項 | 通知等 | (1) 連絡方法の制定、通知  (2) 直通電話の設置  　（関連事業所名：　　　　　　　　　　　　） | (1) 　適　　不適  (2) 　適　　不適 |
| 第３項 | 連絡 | 記録（該当するものに○印を付けること）  (1) 事故発生  (2) ガス放出  (3) 騒音等  (4) 警報等  (5) 火気使用  (6) 大量の火気  (7) 高圧ガスの輸送  (8) ガスの種類等の変更  (9) 設備の停止  (10)その他の連絡 | 左記の連絡等が有れば、その記録を保安検査時に提示すること |
| 第４項 | 設備等の設置 | 記録 |
| 第５項  第６項 | 事前連絡 | 記録 |
| 第７項 | 応援措置 | 記録 |

**４　危害予防規程等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準 | 検査項目 | 判定基準 | 検査結果 |
| １ | 危害予防規程 | 1. 保安管理体制   （1）届出をした危害予防規程に定める体制と一致しているか  ①高圧ガス保安統括者(同代理者)の地位、職務は適当であるか  ②高圧ガス保安技術管理者(同代理者)の地位、職務は適当であるか  ③高圧ガス保安係員(同代理者)の地位、職務は適当であるか  ④高圧ガス保安係員講習を受講しているか  受講計画表等が整備されているか  （2）保安査察等  ①保安統括者（同代理者）が事業所の保安管理状態を把握しているか  \*巡視回数等を下記に記入すること  [巡視回数]　・毎日（常駐している）  ・　　　　　　　　　回/週  ・　　　　　　　　　回/月  ・　　　　　　　　　回/年  [巡視内容](具体的に記入のこと)        ②経営者等の保安査察は行っているか  [実施]  　している　・　していない  ＊「している」場合  実施要領等を作成しているか  [作成]　有　・　無  実施回数：　　　　　　　　回/年  保安査察者の職・氏名    ＊「していない」場合、その理由は       1. 危害予防規程附属基準類   ①安全な運転及び操作に関する基準類を整備してあるか  （注）危害予防規程本文中に記載してある場合も「適」とする（以下同じ）  ②保安に係る巡視及び点検に関する基準類を整備してあるか  ※日常点検、月例点検、定期自主検査等について保安規則、例示基準等の漏れがないか確認しておくこと　点検記録様式についても確認しておくこと  ③新増設に係る工事及び修理作業の管理に関する基準類が整備されているか  ④緊急時の措置及びその訓練に関する基準類が整備されているか関係者に訓練が実施されているか  実施回数：　　　　　回/年  ⑤協力会社の作業の管理に関する基準類が整備されているか  ⑥従業者に対する危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反したものの措置に関する基準類が整備されているか  ⑦保安に係る記録(整理、保存など)に関する基準類が整備されているか  ⑧大規模地震対策特別措置法の強化地域内にある事業所については警戒宣言が発せられた場合における対応について整備されているか  ⑨津波に係る地震防災対策を講ずるものとして南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置する事業所については、津波からの避難及び訓練・教育について整備されているか  ⑩-1大規模地震に係る防災・減災対策について整備されているか  ⑩-2津波防災地域づくりに関する法律の規定により津波浸水が想定される区域にある事業所については、津波に係る防災・減災対策について整備されているか | 1. 適　不適   ①　適　不適  ②　適　不適  ③　適　不適  ④　適　不適  (2) 適　不適  ①　適　不適  ②　適　不適  ①　適　不適  ②　適　不適  ③　適　不適  ④　適　不適  ⑤　適　不適  ⑥　適　不適  ⑦　適　不適  ⑧　適　不適  ⑨　適　不適  ⑩2019.9.1施行  （提出期限は2020.8.31） |
| ２ | 保安教育訓練 | 1．保安教育計画を定めてあるか  2．保安教育の実施計画(年間計画等)を具体的に作成し、かつ、実施しているか  保安教育回数　　　　　　　　　　回/年  ※保安教育計画に定める保安教育対象者に漏れがないか  3．充てん所においては、配送センター、出入りの販売店の職員を含め、高圧ガス移動に関する教育を行っているか  4．保安教育内容、結果等が詳細に記録されているか  　・教育実施者の氏名  ・教育を受けた者の氏名  ・教育資料等  ・その他（教育の写真等）  5．防災訓練を実施しているか  内容：　　　　　　　　　　　　　回数：　　回/年 | 1．適　　不適  2．適　　不適  3．適　　不適  4．適　　不適  5．適　　不適 |
| ３ | 異常時体制 | 危害予防規程どおりの体制ができていること | 適　　不適 |
| ４ | 保安管理 | (1) 保安統括者等が選任されていること  (2) 保安係員等の講習を受けていること | (1) 適　　不適  (2) 適　　不適 |

**５　製造施設以外の事項**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検　査　項　目 | 検　査　内　容　及　び　判　定　基　準 | 検 査 結 果 |
| 高圧ガス貯蔵所 | 1. 10ｔ又は1,000 m3以上（第1種ガスにあっては30ｔ又は3,000 m3以上）の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ、第一種貯蔵所の許可を受けていること 2. 3ｔ又は300 m3以上の高圧ガスを貯蔵するとき（(1)の場合を除く）は、あらかじめ、第二種貯蔵所の届出を提出していること   (3)位置、構造及び設備が、技術上の基準に適合するよう維持されていること | (1)適　不適  (2)適　不適  (3)適　不適 |
| 高圧ガスの販売  (法第20条の4)  (法第20条の5～7) | 1. 販売事業の届出を提出していること。また、販   売をする高圧ガスの種類を変更したときは、変更届書を提出していること   1. 基準に従って高圧ガスを販売していること 2. 次に掲げる高圧ガスを販売する場合には、その   購入者（第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者等を除く）に対し、災害発生の防止に関し必要な事項を、販売契約を締結したとき及び周知をしてから１年以上経過して引き渡したときごとに周知させていること   1. 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素 2. 在宅酸素療法用の液化酸素 3. スクーバダイビング等呼吸用の空気 4. ナイトロックス・ガス | (1)適　不適  (2)適　不適  (3)適　不適  (イ) 有　無  (ロ) 有　無  (ハ) 有　無  (ニ) 有　無 |
| 特定高圧ガス消費施設  (法第24条の2～4) | 1. 特殊高圧ガスを消費する者又は次に掲げる特定   高圧ガスを貯蔵設備により3ｔ又は300㎥（液化塩素は1ｔ）以上貯蔵し、若しくは導管により受け入れて消費する者は、その消費施設について届出をしていること  ［特定高圧ガス］圧縮水素、圧縮天然ガス、  液化酸素、液化アンモニア、  液化石油ガス、液化塩素   1. 所定の有資格者を取扱主任者として選任してい   ること   1. 所定の日常点検及び1年1回以上、定期自主検   査を実施していること | (1)適　不適  (2)適　不適  (3)適　不適 |

保　安　管　理　組　織　表

【　　　　年　　月　　日現在】

|  |  |
| --- | --- |
| 保安統括者 | 保安統括者代理者 |
| 職名  氏名 | 職名  氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任　　　　　　年　　　月　　　日 | 選任　　　　　　年　　　月　　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 保安技術管理者 | 保安技術管理者代理者 |
| 職名  氏名 | 職名  氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任　　　　　　年　　　月　　　日 | 選任　　　　　　年　　　月　　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 保安主任者 | 保安主任者代理者 |
| 職名  氏名 | 職名  氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任　　　　　　年　　　月　　　日 | 選任　　　　　　年　　　月　　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| 保安企画推進員 | 保安企画推進員代理者 |
| 職名  氏名 | 職名  氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任　　　　　　年　　　月　　　日 | 選任　　　　　　年　　　月　　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | ２ | ３ | ４ |
| 保安係員 | 保安係員 | 保安係員 | 保安係員 |
| 職名  氏名 | 職名  氏名 | 職名  氏名 | 職名  氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任　　年　　月　 日 | 選任　　年　　月　 日 | 選任　　年　　月 　日 | 選任　　年　　月　 日 |
| 保安係員講習受講年月日  年　　月　　日 | 保安係員講習受講年月日  年　　月　　日 | 保安係員講習受講年月日  年　　月　　日 | 保安係員講習受講年月日  年　　月　　日 |
| 保安係員代理者 | 保安係員代理者 | 保安係員代理者 | 保安係員代理者 |
| 職名  氏名 | 職名  氏名 | 職名  氏名 | 職名  氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任　　年　　月　　日 | 選任　　年　　月　　日 | 選任　　年　　月　　日 | 選任　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ５ | ６ | ７ | ８ |
| 保安係員 | 保安係員 | 保安係員 | 保安係員 |
| 職名  氏名 | 職名  氏名 | 職名  氏名 | 職名  氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任　　年　　月　 日 | 選任　　年　　月　 日 | 選任　　年　　月 　日 | 選任　　年　　月　 日 |
| 保安係員講習受講年月日  年　　月　　日 | 保安係員講習受講年月日  年　　月　　日 | 保安係員講習受講年月日  年　　月　　日 | 保安係員講習受講年月日  年　　月　　日 |
| 保安係員代理者 | 保安係員代理者 | 保安係員代理者 | 保安係員代理者 |
| 職名  氏名 | 職名  氏名 | 職名  氏名 | 職名  氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任　　年　　月　　日 | 選任　　年　　月　　日 | 選任　　年　　月　　日 | 選任　　年　　月　　日 |

（参考事項）保安検査周期表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保　　安　　検　　査　　周　　期 | | | | | | | | | | | | |
|  | 設備 ＼ 年度（西暦） | 周期 | 設備等 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 1 | 製造設備の冷却の用に供する可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを冷媒とする冷凍設備 | 3年 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 | 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備（１に掲げるものを除く。 | 2年 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 | 専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素及び液化酸素の貯槽（二重殻真空断熱式構造のものに限る。）に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備（ポンプ又は圧縮機が接続されたものを除く。） | 3年 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 | 液化酸素の気化器（超低温容器に接続されたものに限る。） | 2年 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 | 空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置 | 2年 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 | アキュムレータ | 2年 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 | ＪＩＳＢ８２１０（１９９４）蒸気用及びガス用ばね安全弁（揚程式でリフトが弁座口の径の15分の１未満のもの呼び径が２５未満のソフトシート形のもの及び８に掲げるものを除く。） | 2年 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 | ＪＩＳＢ８２１０（１９９４）全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁（呼び径が２５未満のソフトシート形以外のものであって法第35条第一項第二号の認定に係る特定施設に係るものに限る。） | 4年 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 | ７及び８以外の安全弁 | 1年 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 | 圧力計 | 2年 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 | 温度計 | 2年 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 | 空気液化分離装置 | 2年 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
| 次に掲げるものは保安検査を受ける必要のない施設（一般則及びコンビ則の場合） |
| ・ガス設備以外の製造施設（ただし可燃性ガス及び毒性ガスのガス設備を設置する製造施設並びに容器置場は必要） |
| ・可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス設備（高圧ガス設備を除く） |
| ・液化アルゴン、液化炭酸ガス又は液化窒素の気化器（超低温容器又は低温容器に接続されるものに限る） |
| ・配管であって、当該高圧ガス等による化学作用によって変化しない材料を使用したもの |
| ・処理能力が１００㎥／日（不活性ガス又は空気である場合にあっては３００㎥／日）未満の独立非連結の製造施設（ガス設備で他の製造施設と接続されていないもので、かつ他の製造施設に支障を及ぼすおそれのないもの |
| ・認定指定設備 |